平成16年12月26日　第1394号　発行：湯沢町役場総務課

広報 ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい
美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

町営住宅入居者募集

◎入居資格
①湯沢町に住所または勤務先がある方
②年間収入が町で定める基準に該当する方
③現に住宅に困窮している方



◎提出書類
・町営住宅入居申込書（建設課に備え付けてあります。）
・住民票
・所得証明書
・その他必要な書類

◎受付日時
平成17年1月4日（火）～14日（金）
午前8時30分～午後5時
（1月8日（土）～10日（月）は除く。）

◎選考方法
入居資格審査後に選考審査を行い、必要に応じて抽選会を行います。

【申込・問い合わせ】
建設課用地係
TEL784・4852

◎募集住宅

住宅名	原新田町営住宅		大野原町営住宅
所在地	大字神立1332番地3		大字神立1647番地407
募集戸数	1戸（世帯用） ※単身者は申し込みできません。	1戸	4戸
規格等	・平成15年築 ・高床式木造2階建 ・床面積約80㎡ ・1階：和室6畳、台所6畳、トイレ、浴室 ・2階：和室8畳、洋室6畳、物干場 ・地下（ピロティ）	・平成14年築 ・高床式木造平屋建 ・床面積約50㎡ ・和室2(6畳)、台所(6畳)、トイレ、浴室、物干場 ・地下（ピロティ）	・昭和58年築 ・高床式木造2階建（1，2階各2戸） ・床面積約32㎡ ・和室8畳、台所4.5畳、トイレ、浴室 ・共同物置有
敷金	80，000円	50，000円	20，000円
家賃（月額） ※収入額により異なります。	28，600円～62，800円	17，800円～39，000円	8，400円～18，500円

※入居決定のあった日から、10日以内に次の手続きを行っていただきます。（手続きをしないときは入居決定を取り消すことがあります。）
①町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。
②納付期限までに敷金を納付すること。
③10日以内に入居の手続きをすることができないときは、あらかじめ町長に届け出て指示を受けること。

主な内容

税務課資産税係から……2
2005年農林業センサスが実施されます……3
健康ほっと情報……4
温水健康体操教室に参加してみませんか……5
お知らせ……6～8
1月の暦……9
年末～1月の救急診療当番……10

税務課資産税係から

❶住宅用地の固定資産税の軽減について

居住の用に供する家屋の敷地については、地方税法により固定資産税が軽減されます。

このうち、平成16年中に家屋の用途が居住用から居住用でなくなった場合やその逆の場合など変更があったものについては、湯沢町税条例により、その旨の申告書の提出が必要です。

提出の期限は1月31日となっていますので、まだ申告していない方は至急ご連絡ください。次のような場合が該当します。

- **民宿を廃業し、客室だった部屋をすべて住宅にした。**
- **店舗の一部を改装して、従業員寮とした。**
- **住宅の一部を改装して、店舗を開業した。**

●住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地とその他の住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

○小規模住宅用地

・200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は、住宅一戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。

・小規模住宅用地の課税標準額については、**価格の6分の1の額**とする特例措置があります。

○その他の住宅用地

・小規模住宅用地以外の住宅用地をその他の住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分がその他の住宅用地となります。

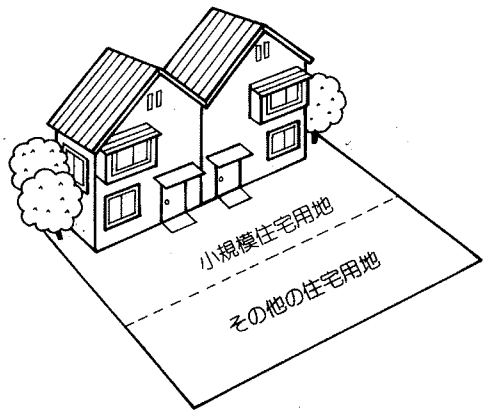
・その他の住宅用地の課税標準額については、**価格の3分の1の額**とする特例措置があります。

○住宅用地の範囲

・住宅用地には、次の2つがあります。

(1)専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
…その土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）

(2)併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
…その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地



・住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。したがって、賦課期日（1月1日）において新たに住宅の建設が予定されている土地あるいは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされません。ただし、既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建築中であり、一定の要件を満たすと認められる土地については、所有者の申請に基づき住宅用地として取り扱うこととなります。また、住宅が災害により滅失した場合で他の建物、構築物の用に供されていない土地は、2年間に限り、住宅用地として取り扱われます。

・特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1
ロ	ハ以外の供用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1
ハ	地上5階以上の耐火建築物である供用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1

❷償却資産の申告について

固定資産税の対象となる償却資産は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告していただくことになっています。今月中旬にお送りした申告書に必要事項を記入して、期限までに申告してください。（専用の用紙を使用している場合は、その用紙で申告していただいても結構です。）なお、昨年中に資産の増加・減少がなかった場合や営業をやめた場合は、その旨を記入して提出してください。

●償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。その内容を例示しますと、

①構築物（煙突、鉄塔、岸壁など）
②機械及び装置（旋盤、ポンプ、動力配線設備など）
③船舶
④航空機
⑤車両及び運搬具（貨車、客車、トロッコ、大型特殊自動車など）
⑥工具、器具、備品（測定工具、切削工具、机、いす、ロッカーなど）

などの事業用資産です。例えば、ミシンを家庭用として使用している場合には、課税対象となりませんが、縫製工場等で事業用として使用している場合は償却資産として課税の対象となります。なお、

①耐用年数1年未満の資産
②取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
③取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
④自動車税及び軽自動車税の対象となるものは課税の対象となりません。

（②③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。）

【申告・問い合わせ】
❶❷とも税務課資産税係へ
TEL７８４・３４５２

2005年農林業センサスが実施されます

〈農林水産省〉



農林水産省では、平成17年2月1日現在で、2005年農林業センサスを実施します。

農林業センサスは、我が国の農林業・農山村の現状と動向を明らかにして、農業・林業行政の推進に必要な統計データを整備・提供することを目的として、農家や林家など農林業を営むすべての世帯・法人を対象に5年ごとに実施している調査です。このようなことから農林業センサスを「農林業の国勢調査」とたとえる人もいます。

皆さんのお宅や事業所へ調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。

■問い合わせ
総務課企画振興係
TEL７８４・３４５１

健康ほっと情報 第8号

保健センター
TEL 784 － 3149
在宅介護支援センター
TEL 784 － 3000

今回のテーマ

「子どもたちをアルコールの害から守ろう」
～なぜ悪い？未成年者の飲酒～

日本では「未成年者飲酒禁止法」によって、20歳未満の飲酒が禁じられています。ではなぜ未成年者の飲酒は悪いのでしょうか？

未成年者飲酒の危険性に関する正しい知識を理解し、お子さんには、ただやみくもに「駄目だ」と禁じるのではなく、次のような危険性を具体的にあげて、納得させてください。

脳の発達が妨げられることがあります

10代から飲酒を続けている人たちのなかには、すでに20代で脳の萎縮が始まっている例がみられます。発育途上の脳細胞は、より強くアルコールの影響を受けやすいからです。

短期間でアルコール依存になる危険が高まります

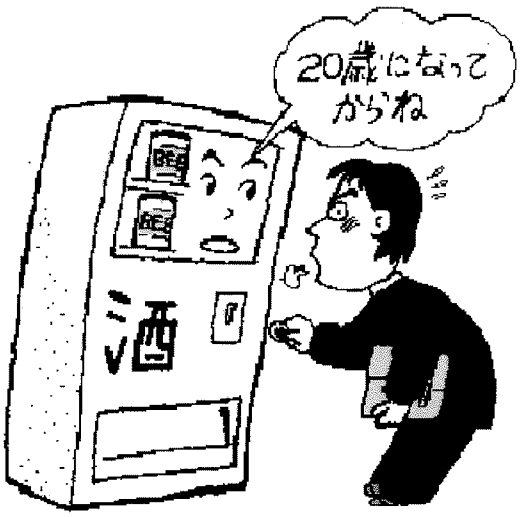
大人の場合、大量飲酒を20年以上続けるとアルコール依存症になる危険性が高まると言われていますが、未成年者の場合には、数ヶ月から2年という短期間でも発症することがあります。

性ホルモンのバランスを崩すことがあります

アルコールは、男性性器の発育を妨げる危険があります。また女性の場合には、生理が不規則になり、無月経になることもあります。

肝臓をはじめとする臓器に障害を起こす危険性が高まります

未発達な臓器は、アルコールに対する耐性が弱く、短期間で障害を受ける可能性が高まります。



残念なことに、未成年者飲酒は近年ますます増えてきています。湯沢町でも湯沢町ファミリー健康プラン調査から中学生の60％、高校生の74％が飲酒経験有りと答え、「たまに飲む」、「ときどき飲む」を含めた日頃飲酒をしている者は中学生で9％、高校生で22％にものぼっています。その背景には、大人の側の寛容な態度が大きな問題として横たわっています。実際、初めての飲酒経験は、多くの場合、親に勧められたのが、きっかけになっています。親自身に、未成年者飲酒の危険性に関する正しい知識があれば、これほどの広がりは防げたのではないでしょうか。

これから、年末年始を迎え、大人が飲酒する機会も増えますが、「子どもには飲ませない」、「大人も節度ある適度な飲酒」（前回第7号参照）を心がけましょう。

喫煙予防教室

湯沢町ファミリー健康プラン実施に基づき、町内小中学校で「喫煙予防教室」を実施しました。小学校の会場では生徒、先生、保護者をはじめ地域の方からも参加いただき、皆さん真剣に講義に聞き入っていました。ある保護者からは「自分達が子どもの頃、このような教室があれば、絶対たばこは吸わなかったのに。」と声があがるほど、参加者は「たばこの害」について、正しい知識を学びました。

今後は各学校で、たばこを勧められたときに断る力を身につける学習に取り組む予定です。



湯沢中学校でのようす（11月30日）

ピンピンコロリを目指し丈夫な筋肉骨づくり

温水健康体操教室に参加してみませんか？

温水健康体操教室は、保健医療センター内にある健康増進施設のプールを使い、5タイプのクラスに分かれ計10クラスで行っています。

その中でも年齢幅が、56歳から88歳と広く、体力の差も大きいクラスがあります。

1対1で介助者がつき、運動を安全にかつ効果的に、さらに楽しく行うためのクラスです。“水が怖い”と思っている人でも安心して参加できます。

寒くなって水の中に入るのも…と思う方もいらっしゃるようですが、水温は32度と温かく、ヒヤッとする感じはありません。これから足元も悪くなり身体を動かす機会も減ってくると思います。週1回は必ず血を回して血管の掃除、筋肉づくりをしませんか。

※1度試してみたい方のために、火曜日と金曜日のクラスに無料で体験ができるようになりました。体験してみたい方や教室に参加してみたい方は、気軽にお問い合わせください。

●申込・問い合わせ●
在宅介護支援センター　TEL 784 － 3000

～参加している人たちの声です!!～

- 筋肉がついき、膝の痛みがよくなった。（薬がいらなくなった人もいました。）
- 足が上がるようになり、前より歩行が楽になった。
- フラツキが改善され、片足立ちができるようになった。
- よく眠れるようになった。
- 血圧が高かったのが安定した。
- ストレスが解消し、人間関係が広がった。
- 運動後は身体も気分もすっきりして気持ちいい。　など

自衛官募集中

平成17年3・4月入隊を希望される方を募集します。

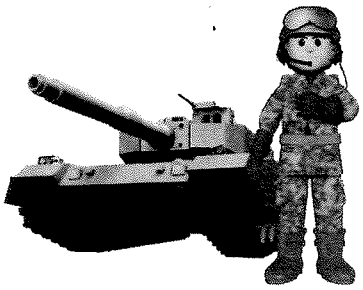
●応募資格
18歳以上27歳未満の男子

●受付期間
平成17年1月27日(木)まで

●試験内容
・筆記試験
(国語、数学、社会、作文)
・口述試験
・適性検査
・身体検査

※試験期日、試験会場は受付時にご連絡します。

【問い合わせ】
自衛隊新潟地方連絡部長岡出張所
TEL 0258・33・0256



「新潟県中越大震災」の呼称について

「平成16年(2004年)新潟県中越地震」(気象庁命名)により生じた大規模災害に関して、本県は被災した県として、次の理由により「新潟県中越大震災」の呼称を使用することとします。

理由

「平成16年(2004年)新潟県中越地震」は、地震発生後に気象庁が命名した呼称です。

中越地震は、避難者約10万人、住宅損壊約9万棟、被害額約3兆円を超える大規模災害であり、地域社会への深刻な打撃は「阪神・淡路大震災」にも匹敵することを県内外に広く理解いただくために、より実態に即した表現として「大震災」の呼称を使用します。

新潟県



高齢者とその家族のよろず相談

新潟県高齢者総合相談センターでは、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや、心配ごとの相談を無料でお受けしています。

相談電話　025－285－4165
(新潟市上所2-2-2　新潟ユニゾンプラザ3階)

相談の種類	相談時間	1月
よろず相談	毎週月曜日から金曜日 9：00～17：00 (土日祝日・年末年始は除く)	
専門相談(予約が必要です)		
法　律	13：30～16：00	11日, 17日, 24日 27日, 31日
医　療	13：30～15：30	5日
痴　呆	14：00～16：00	19日
公的年金・保険	13：30～15：30	4日
税　金	10：00～12：00	14日
健康・介護	10：00～16：00	13日

テレホンサービス

☎025－281－5550(24時間年中無休)

新潟県高齢者総合相談センターでは、中高年の方に役立ついろいろな情報をテレホンサービスでお知らせしています。

～1月3日　「年末年始、ほど良い飲酒で健康に」
1月4日～1月18日　「寒さを上手に乗り越えるために」
1月19日～2月2日　「確定申告で戻る税金」

違法駐車はやめましょう

「自分さえよければ・・・」の迷惑駐車は、緊急車の活動の妨げや、交通事故の要因となることがあります。

特にひどいのは、越後湯沢駅東口広場周辺道路と温泉街での違法駐車です。他人の家の前に、平気で長時間駐車する行為を、何とも思わないのでしょうか。

これから冬期間は、降雪によりますます道路が狭くなり、歩行者にとっては、大変危険な状況となります。

きちんと月極の駐車場を確保し、道路を車庫代わりに使用することは、絶対に止めましょう。

湯沢町・南魚沼警察署・南魚沼交通安全協会

年末年始の休業・休館

役場 (急用は℡784－3451)	12月29日(水) ～ 1月3日(月)
公民館	12月29日(水) ～ 1月3日(月)
保健医療センター (29日は救急診療当番)	12月29日(水) ～ 1月3日(月)
カルチャーセンター	12月28日(火) ～ 1月4日(火)
歴史民俗資料館「雪国館」	12月29日(水) ～ 1月3日(月)
総合福祉センター	12月31日(金) ～ 1月3日(月)

冬期限定「新潟県の雪情報」



毎年、冬期間における住民の日常生活の安全・安心と社会経済活動の円滑化を図るため、県内37地点における降雪量予測等の気象情報及び雪に関する地域に密着した情報サイトとのネットワーク化を推進し、「新潟県の雪情報」として提供します。

《主な特徴》

○携帯電話の情報端末でご覧いただけます。

○防災、道路、観光等の各種情報も「新潟県の雪情報」から閲覧できます。

○新たに県内37地点の「降積雪の資料」をインターネットに追加しました。

◆提供期間

平成17年3月31日(木)まで

◆主な情報内容

(1)県内37地点のピンポイント降雪量予測(㎝)、時間毎降雪強度

(2)県内37地点の気象情報(天気、降雪量、積雪深)

(3)気象庁発表の注意報・警報

(4)道路、防災、スキー場・観光等の各種情報提供サイトとのリンク

(5)県内37地点別の降積雪統計データ(過去10年分)

※(1)、(2)については、毎日2回更新(午前10時、午後4時)

※予測地点(37か所)

○下越地域：山北、村上、関川、新発田、中条、新津、五泉、津川、鍵取、豊栄、新潟、巻

○中越地域：三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、塩沢、湯沢、柏崎、小国

○上越地域：松之山、柿崎、高士、高田、新井、妙高高原、糸魚川、根小屋

○佐渡地域：相川、両津

◆利用方法

(1)インターネット

http://www.pref.niigata.jp/yuki/

(2)携帯電話

http://www.pref.niigata.jp/yuki/k/

(3)FAXサービス

025・281・9191

国の教育ローン ～国民生活金融公庫～

「国の教育ローン」は、高校や大学、専修学校、各種学校などの入学や在学中の経済的負担を軽減する目的で行っています。低利で手続きも簡単なことから、これまでに全国で360万人の方々に利用されてきた制度です。世帯の年間収入が990万円(事業所得者は770万円)以内の保護者の方が利用できます。

●融資限度額

200万円

(学生・生徒1人あたり)

●金利

年1.7％

(平成16年11月10日現在)

●融資期間

10年以内(交通遺児家庭及び母子家庭の方については、返済期間を1年延長することが可能です。)

●返済方法

毎月元利均等払(ボーナス併用払が可能)

【問い合わせ】

国民生活金融公庫長岡支店

℡0258・36・4360

都市計画の変更（案）の縦覧について

湯沢都市計画公園（中央公園）の変更について、計画図書を次の日程で縦覧に供します。

【期間】
平成17年1月14日（金）
～1月28日（金）

【時間】
午前8時30分～午後5時

【場所】
湯沢町役場建設課

【その他】
この縦覧は、都市計画法第17条第1項の規定に基づくもので、この縦覧に基づく意見書の提出期限は、縦覧期間満了の日までです。

【問い合わせ】
建設課都市計画係
TEL 784・4852

年末年始は休まず営業します ～町営共同浴場～

町営共同浴場は、年末年始（12月29日（水）～1月4日（火））は、休まず営業します。

なお、振替休日は次のとおりです。

【振替休日】
- 山の湯……1月12日（水）
- 駒子の湯……1月14日（金）
- 岩の湯……1月11日（火）
- 街道の湯……1月12日（水）
- 宿場の湯……1月14日（金）

【問い合わせ】
（財）湯沢町都市施設公社
TEL 784・1511

1月のけんこつ体操教室

【日程】

会場	期日	時間
湯沢町公民館浅貝分館	20日㊍	13：30～15：00
三俣地区館	13日㊍	13：30～15：00
神立中央集会場（田中）	7日㊎ 21日㊎	10：00～11：30
神立中央会館（栄町）	11日㊋ 25日㊋	9：30～11：00
戸沢生活改善センター	5日㊌ 19日㊌	10：00～11：30
滝之又会館	18日㊋	10：00～11：30
谷後集落センター	25日㊋	10：00～11：30
旭原振興センター	11日㊋	10：00～11：30
農山村開発総合センター	17日㊊ 24日㊊ 31日㊊	10：00～11：30
松川生活改善センター	5日㊌	10：00～11：30
下湯沢公民館	12日㊌ 26日㊌	10：00～11：30
総合福祉センター	6日㊍ 13日㊍ 20日㊍ 27日㊍	10：00～11：30

※タオル、飲み物を持ってきてください。
【参加費】 200円（申し込みは不要）
【問い合わせ】 在宅介護支援センター TEL 784－3000

労働者50人未満の事業場の皆さんに健康相談（無料）

血圧・動脈硬化・糖尿病などでお困りの方、健康診断の結果が気になって悩んでいる方、成人病予防は何から始めたらよいかなど、医師が親切にご相談に応じます。

【期日・場所】
- 1月14日（金）
 中山医院（塩沢町）
- 1月21日（金）
 河内医院（南魚沼市）

【問い合わせ】
南北魚沼・小千谷市地域産業保健センター
TEL 7773・2921
FAX 7733・2713

南魚沼就職フェア2005

ハローワーク六日町では、求職活動中の皆さんと人材確保を望む企業との出会いの場として就職フェア（合同就職面接会）を開催します。多くの方の参加をお待ちしています。

【日時】
1月13日（木）
午後1時30分～4時

【会場】
南魚沼市民会館 多目的ホール

【問い合わせ】
ハローワーク六日町
TEL 772・3157

劇団ゆきぐに 劇団員募集

一緒にお芝居を創りませんか。劇団ゆきぐにでは、役者・スタッフを募集します。次の日程で説明会を行いますので、興味のある方はおいでください。

【日時】
1月17日（月）
午後7時30分～

【会場】
南魚沼市民会館 会議室

【対象】
来春小学4年生以上の方
※毎週木曜日の午後7時から、南魚沼市民会館で稽古しています。気軽に見学においでください。

【問い合わせ】
劇団ゆきぐに事務局
TEL 090・6454・1959



来月の納税等

町県民税（第4期）
国民健康保険税（第7期）
介護保険料（第4期）

納期限は、1月31日㊊です。
口座振替納付の方は、1月28日㊎に引き落としさせていただきます。
※納税相談は、収納課（TEL 784－3056）で受け付けていますので、ご利用ください。



一月の心配ごと相談日

5日（水）
相談員　井熊　秀夫
　　高橋トミエ

12日（水）
相談員　高橋　武成
　　杉本　芳枝

19日（水）
相談員　橋本　秋治
　　南雲ミヨシ

26日（水）
相談員　橋本　秋治
　　高橋トミエ

【会場】
総合福祉センター

※時間は午後1時～4時です。時間中は、電話（784－4113）での相談もできます。

一月の行政相談
都合によりお休みします。

～1月の暦～

ごみ収集

※問い合わせ　住民課環境生活係TEL 784－3453

区分	出し方	湯沢東	湯沢西	土樽・神立	三国・三俣
可燃ごみ	(注)のとおり。	㊊・㊌・㊎（10日休み）		㊋・㊍・㊏（1日・29日休み）	
ダンボール	紐を十字にかける。	13日・27日	11日・25日	14日・28日	12日・26日
紙類・布類		6日	4日	7日	5日
ペットボトル	不燃ごみ指定袋に入れる。 袋を二重にしないこと。	20日	18日	21日	19日
空き缶		4日・18日	6日・20日	5日・19日	7日・21日
空きびん		11日	13日	12日	14日
その他の不燃ごみ		25日	27日	26日	28日

年末年始のごみ処理施設受付時間	可燃ごみ処理施設（焼却場・TEL 782－0339）	不燃ごみ処理施設（リサイクルセンター魚野・TEL 782－4048）	ストックヤード（TEL 787－4790）
12月29日（水）	9:00～17:00	9:00～17:00	休み
12月30日（木）	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～16:00
12月31日（金）	9:00～12:00	休み	休み
1月1日（土）	休み	休み	休み
1月2日（日）	休み	休み	休み
1月3日（月）	9:00～19:00	休み	休み

保健衛生行事

※問い合わせ　保健センター（総合福祉センター内TEL 784－3149）

日	種目	対象	時間	会場
4㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
11㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
	母子手帳発行日		15:00～16:00	総合福祉センター
13㊍	3歳児健診	H13. 9～11月生まれ	13:00～13:15	総合福祉センター
18㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
19㊌	リハビリ	申込者	12:00～16:00	保健医療センター
25㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
	母子手帳発行日		12:00～13:00	総合福祉センター
26㊌	リハビリ	申込者	12:00～16:00	保健医療センター
27㊍	乳児健診	H16. 3月・9月生まれ	13:00～13:15	総合福祉センター

予防接種

※問い合わせ　保健センター（総合福祉センター内TEL 784－3149）

日	種類	対象	会場・時間
18㊋	麻しん	生後12～90ヶ月の間に1回接種 （1歳を過ぎたらなるべく早く受けることが望ましい）	保健医療センター内健康増進施設 14：00～15：00
25㊋	三種混合	1期：生後3～90ヶ月の間に3～8週間の間隔で3回接種 1期追加：3回目接種後、おおむね12～18ヶ月おいて1回接種	

◎持参するもの：母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具
◎必ず実施時間内においでください。接種料金は無料です。
詳しくは、平成16年度乳幼児予防接種カレンダーをご覧ください。

年末～1月の救急診療当番

※問い合わせ　日曜・祝日 ⇨ 休日救急診療所　TEL 773－6688
その他の日 ⇨ 魚沼消防本部　TEL 782－1991
（テレホンガイド）

※脳神経外科の休日救急医療 ⇨ 斎藤記念病院　TEL 773－5111

日	受付時間	内科		外科	
29 ㊌	9：00 ～ 16：00	保健医療センター	TEL 780－6543	保健医療センター	
	18：00～翌朝6：00	保健医療センター	TEL 780－6543	保健医療センター	
30 ㊍	9：00 ～ 16：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
31 ㊎	9：00 ～ 16：00	六日町病院	TEL 772－7111	六日町病院	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 772－7111	六日町病院	
1 ㊏	9：00 ～ 16：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
2 ㊐	9：00 ～ 16：00	六日町病院	TEL 772－7111	六日町病院	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 772－7111	六日町病院	
3 ㊊	9：00 ～ 16：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
8 ㊏	12：00 ～ 18：00	米倉医院	TEL 778－1121	六日町病院	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 772－7111	六日町病院	
9 ㊐	9：00 ～ 16：00	休日救急診療所	TEL 773－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
10 ㊊	9：00 ～ 16：00	休日救急診療所	TEL 773－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 772－7111	六日町病院	
15 ㊏	12：00 ～ 18：00	萌気園二日町診療所	TEL 778－0088	ゆきぐに大和総合病院	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
16 ㊐	9：00 ～ 16：00	休日救急診療所	TEL 773－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 772－7111	六日町病院	
22 ㊏	12：00 ～ 18：00	保健医療センター	TEL 780－6543	六日町病院	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 772－7111	六日町病院	
23 ㊐	9：00 ～ 16：00	休日救急診療所	TEL 773－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
29 ㊏	12：00 ～ 18：00	高橋医院	TEL 784－2410	ゆきぐに大和総合病院	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院	
30 ㊐	9：00 ～ 16：00	休日救急診療所	TEL 773－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	TEL 772－7111	六日町病院	

※1月の広報は元日と30日に発行します。1月9日の広報は休刊となります。

※新聞を購読していない方に、広報を郵送でお届けしています。ご希望の方は、総務課庶務係（TEL784・3451）にご連絡ください。（ご近所に新聞を購読していない方がいたら教えてあげてください。）

まちのうごき

11月届出分		12月1日現在		（前年比）
出生	7	男	4,363	（－ 2）
死亡	3	女	4,483	（－ 61）
転入	31	計	8,846	（－ 63）
転出	55	世帯	3,185	（＋ 26）

ご結婚おめでとうございます

12月12日　宮崎　貴士　さん（愛宕）
（秋山）　ユミ　さん（愛宕）

お誕生おめでとうございます

11月7日　角谷　心（こころ）　さん（古野二、修・恵さん）
12月7日　池田　翔歩（とあ）　さん（三俣一、幸一・真由美さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

12月9日　井熊　トメ　さん（滝ノ又、93歳）
12月14日　林　伊太郎　さん（松川、74歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。